

令和元(2019)年度(事業実施は令和2(2020)年度)

足利市「市民力」創出協働事業

募集要領

「市民力」を活かした
市民と市の協働による
企画提案事業



足利を良く
したい!

素通り
禁止
足利

募集期間：令和元(2019)年9月2日(月)

~10月1日(火)

当事業は、市が設定するテーマに基づき、市民の皆さんが企画した協働事業を募集し、提案した団体と市の協働事業として実施することにより、市民と市がそれぞれの役割を担い合い、互いの特性や能力を発揮し合いながら、「市民力」を活かした市民と行政の協働のまちづくりを進めていくための事業です。

足利市役所 市民生活課

— 目 次 —

1	制度の概要	1
	・ 事業の目的	
	・ 事業概要	
2	応募から事業の実施まで	1～4
	・ 募集期間	
	・ 応募資格	
	・ 事業実施期間	
	・ 対象事業	
	・ 経費負担額等	
	・ 審査・選考	
	・ 事業実施に向けての協議	
	・ 契約の締結	
	・ 事業実施過程での協議	
	・ 事業の評価と報告	
	・ 事業報告会・評価	
	・ 成果等の帰属	
	・ 情報の公開	
	・ その他	
3	募集内容（テーマ）	5～6
	(1) <u>足利の「しごと」情報を若者に効果的に伝える取組み</u>	
	<u>～若者に情報が伝わるコミュニケーション設計～</u>	
	(2) <u>魅力ある店舗回遊プロジェクト</u>	
4	応募方法	7～9
	・ 募集期間	
	・ 提出先	
	・ 提出方法	
	・ 提出書類及び部数	
	・ 募集テーマ説明会	
	・ 企画提案書の書き方	
	・ 別表1（主な対象経費の例）	
5	手続きの流れとスケジュール	10
6	用語解説	11
	【参考】 令和元年度足利市「市民力」創出協働事業実施事業	12

1 制度の概要

【事業の目的】

多様化する市民のニーズ、地域課題や社会的課題にきめ細かく対応していくためには、NPO や地域で活動されている団体など、様々な主体と行政が、共に知恵と技術を出し合いながら取り組んでいくことが、これまで以上に必要となっています。

そこで、市が提示するテーマ（課題）に対して、市民自らが企画した協働事業を募集し、市との協働事業として実施することにより、市民と市がそれぞれの役割を担い合い、互いの特性や能力を発揮し合いながら課題解決を図り、「市民力」を活かした市民と行政の協働のまちづくりを推進するものです。

【事業概要】

市の施策などにおける課題解決のため、テーマを設定し、そのテーマに対し NPO などの市民団体がもつ柔軟な発想や多様で専門的な知識やノウハウを生かした企画提案を募集します。

その企画提案のうち、もっとも効果的な提案をした市民団体と市が、事業内容、お互いの役割分担などについて話し合い、協働で事業を実施することにより、より効率的で効果的な質の高い行政サービスの提供を目指すとともに、協働事業の課題と解決手法の確立を図ります。

また、提案内容や選考結果、事業結果については、随時ホームページ等で情報を公開し、透明性の確保を図ります。

2 応募から事業の実施まで

【募集期間】

令和元(2019)年9月2日(月)～10月1日(火)(必着・厳守)

※応募方法の詳細は7ページをご覧ください。

【応募資格】

原則として、次の要件を全て満たす団体・グループとします。

- (1) 足利市内に事務所を有し、主な活動地域が市内であること。
- (2) 定款や規則、会則を持ち、1年以上継続的な活動が行われている団体であること。
- (3) 団体を構成する正会員が5人以上いること。
- (4) 予算・決算・事業計画・事業報告などを、的確に行っていること。
- (5) 法人である団体（NPO 法人を含む）は、市税の滞納が無いこと。
- (6) 政治的活動・宗教的活動、選挙活動を目的としていない団体であること。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体でないこと。

【事業実施期間】

単年度：令和2(2020)年4月1日(水)(協定書締結日)から令和3(2021)年3月31日(水)までの間

【対象事業】

市が示したテーマの目的に沿ったもので、企画提案する団体と市が協働する事業とします。
ただし、次に該当する企画提案については、募集の対象としません。

- ① 政治的、宗教的及び営利を目的とする事業
- ② 国、県又は本市及び本市の外郭団体等から助成を受けている事業

【経費負担額等】

(1) この事業による1企画提案あたりの市の負担額（委託料）は、50万円以内（消費税及び地方消費税含む）とします。

(2) 経費は、実施する事業に直接要する経費とし、団体の運営にかかわる経費（事務所の賃借料、光熱水費、電話代、人件費など）は対象となりません。

ただし、事業実施のための人件費（事業に直接従事する団体会員を含む）は、内容を精査した上で認めるものとします。

(3) 申請事業のみに要する経費でも、別表1の「主な対象経費の例」で挙げられているように対象とならないものもあります。

また、原則として再委託は認めません。

(4) 当該事業には、市負担（委託料）のほか、サービスの受益者から実費程度の参加費を徴収し充てることも可能です。また、団体の自己資金を充てることも可能です。

ただし、国・県・市及び市の外郭団体等（足利市みどりと文化・スポーツ財団、足利市社会福祉協議会、足利市シルバー人材センター、地場産センター、両毛メート等）の助成は認められません。

【審査・選考】

(1) 書類審査（第1次審査）

書類提出後から10月中旬までに、随時審査を実施します。

事務局において、応募要件を満たしているか、申請書類に必要事項が記載されているか、などの審査を行い、その結果を市民活動支援補助金事業等選考委員会（以下、選考委員会）に報告します。

また、市（行政テーマ提案課、以下提案課）に意見を求め、その結果を選考委員会に提出します。

審査項目	審査基準等
必要書類の確認	○必要な書類がそろっているか？ ○募集要領で定めた要件を満たしているか？ ○提案団体は、事業を遂行するのに必要な能力と組織力を有しているか？ ○NPO 法人については、企画提案の内容が団体の定める定款の目的及び事業の範囲内か？

(2) 公開プレゼンテーション（第2次審査）

○日時：令和元(2019)年11月上旬 午後予定（詳細は後日お知らせします。）

公開プレゼンテーションは、企画提案した団体が提案内容を説明し、選考委員からの質疑を受けていただきます。

プレゼンテーション終了後、選考委員会で採用の可否を決定します。

※1 原則として提案書類に基づいて説明していただきます。ただし、模造紙、パネル等を持ち込んで補足説明していただくことは可能です。

※2 各団体の持ち時間は、概ね20分（内容説明に10分、選考委員からの質疑に10分）程度とします。（なお、持ち時間は応募数により変更となる場合があります。）

(3) 審査の視点

プレゼンテーションでの説明をもとに、選考委員が以下の項目ごとに審査し、事業の選定を行います。

項目	審査基準等
目的	○提案事業の目的は明確で、テーマを適切に捉えた提案になっていますか？ ○提案事業は、公共性・公益性を持っていますか？
内容	○提案事業は、市と協働で実施すべき（協働にふさわしい）事業ですか？ ○提案団体の特性や専門性（知識や技術）を生かすことができる事業ですか？ ○提案事業の内容やスケジュールは、具体的に考えられ実現性が高いですか？
役割分担	○提案団体と市（提案課）との役割分担が明確で、かつ妥当性のある提案ですか？ ○行政が担うべきもの、団体が得意とすることを踏まえた役割分担となっていますか？
予算の適正	○予算の収支、経費の見積りは、事業内容に合い妥当ですか？
協働の効果	○協働することによって、より高い効果を期待できる事業ですか？ ○協働して事業を行うことで、提案団体と市の双方に成果が期待できますか？
団体の運営状況	○団体全体の事業及び決算状況等から、事業活動が適正に行われていますか？ ○法人においては、法律に沿った活動の報告等がされていますか？

(4) 選定結果等

選考委員会の審査結果を受けて、委託候補事業として市長が決定し、令和元(2019)年11月末までに申請者へ文書で通知します。

※ 原則として、1テーマにつき1事業を選定します。

【事業実施に向けての協議】

- (1) 「委託候補事業」として選定された事業の実施団体と市（提案課）は、協働事業を効果的に実施するために、実施団体が作成した企画提案書を基本として、事業の細部（事業内容・事業費・事業期間・役割分担・実施方法等）を協議、調整し、事業計画書・仕様書等を作成します。
- (2) 協議の結果、選定された企画提案の内容と事業計画書・仕様書等の内容が若干変わることがあります。
- (3) NPO 法人の場合、実施団体の希望により、実費弁償契約を締結することも可能です。
- (4) 事業は、協議内容を踏まえた上で仮決定し、最終的には、令和2(2020)年3月の市議会において予算案の可決後に決定されます。

【契約の締結】

予算の確定後、新年度の事業開始前に協定書等を締結します。

契約締結後、仕様書・事業計画書の内容に沿って、速やかに事業実施していただきます。

【事業実施過程での協議】

市（提案課）と実施団体は、協働事業を円滑に実施するため、定期的に協議を行います。

【事業の評価と報告】

(1) 実施団体は、事業終了後、速やかに事業実施報告書を提出し、その報告書の中で事業内容と協働プロセスについて評価を行います。

事業報告書の提出を受けた市（提案課）では、同様に評価を行い事務局へ提出します。

(2) 実費負担契約を締結した団体は、事業報告書のほかに収支精算書の提出が必要です。精算の結果、実際に要した経費が、市の委託金額を下回った場合は返還となります。

【事業報告会・評価】

実施団体は、事業報告書提出後、選考委員・市（提案課）が参加する市民公開の事業報告会（令和3(2021)年6月頃＝事業年度の翌年度）において、事業の成果を発表していただきます。

選考委員は、事業報告と発表に基づき評価（コメント）を行います。

【成果等の帰属】

この事業の成果は、基本的に足利市に帰属します。

なお、チラシやポスター等の印刷物やその他の成果物には『足利市「市民力」創出協働事業』による事業である旨を表示してください。また、市民と行政の協働を活発にするため、事業の取材などを受けた際は、この協働事業の制度をPRしてください。

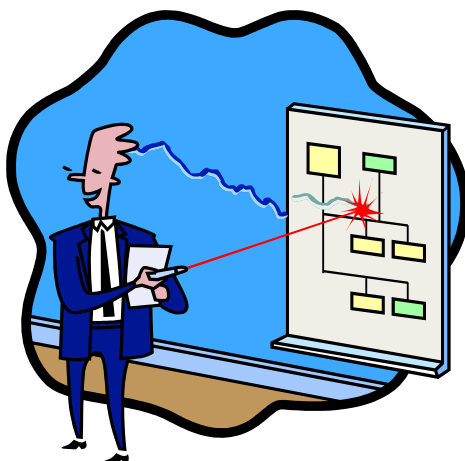
【情報の公開】

事業の透明性と公開性を高めるため、提案事業の概要、審査の結果、事業実施の結果・評価を市ホームページ等で公表します。

【その他】

参加資格を満たさないことが判明した場合、申請書類等に虚偽があることが判明した場合、手続きを行わなかった場合などは、失格となります。

なお、応募の際に要する経費については、参加者負担とします。



3 募集内容（テーマ）

（1）行政テーマ提案課：総合政策部 企画政策課、問合せ先：20-2275

行政テーマ	足利の「しごと」情報を若者に効果的に伝える取組み ～若者に情報が伝わるコミュニケーション設計～
テーマの説明	<p>【現状・課題】</p> <p>本市の人口減少の一因として、進学や就職を機に市外に出た若者の戻りが少ないことが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人式の際に新成人にインタビューを行ったところ、足利に戻りたい、足利で仕事がしたいという声が多く聞かれたが、地元企業の情報が若者に行き届いておらず、地元企業が就職先の選択肢として挙がっていないという現状が明らかになった。 ・地元企業への就職を希望する若者に対してその企業の魅力を効果的にPRしていくためには、若者が魅力を感じるコンテンツ制作や若者に行き届くメディア選定等、若者ならではの視点が必要である。 ・また、今年度から開始される国・県・市町村が連携した「移住支援補助金」においても、市内企業への就職が補助の条件となってくるため、本市出身の若者や移住希望者に対して市内企業の効果的なPRを図っていきたい。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の移住支援事業の趣旨に賛同し、積極的に採用を行おうとしている企業の抽出 ・該当企業への取材を行い、本市出身の若者や移住希望者に市内企業を紹介するコンテンツを作成 ・本市出身の若者への効果的なコミュニケーション手法の開発
市の役割 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の抽出及び調整全般 ・市内企業コンテンツを移住定住促進サイト「からりこターン」に転載
企画提案に 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・企業PRコンテンツの作成に限らず、伝達手法、特に本市出身の若者へ情報が伝わるコミュニケーション設計を意識した提案を期待したい。

(2) 行政テーマ提案課：産業観光部 商業振興課、問合せ先：20-2158

行政テーマ	魅力ある店舗回遊プロジェクト
テーマの説明	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市には個性的な飲食店や長く続く老舗料理店など魅力的な商店が多いが、その多くは個人で経営しており、本市ではこれまでも、同種の店舗が集合体となった団体と協働で、「足利そば祭り（スタンプラリー）」を開催するなど、各店を回遊していただけるような取組を行ってきた。 <p>しかし、GWや秋の観光シーズンに市外から訪れる多くの観光客が、足利学校、鏝阿寺などの観光施設や駅などから歩いて回れるような、業種や団体の枠を超えた取り組みは難しい状況であった。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 足利学校、鏝阿寺など本市の魅力がたっぷりと集積された中心市街地を観光客だけでなく、近隣住民の方にもゆったりと楽しんでいただけるよう個店同士が連携し、歩いて回れることで本市の魅力を感じてもらえるような回遊事業を募集します。
市の役割 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> 各団体との調整 市のHP等による周知、情報発信
企画提案に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> 民間ならではの自由で柔軟な発想を期待します。 個店に行ってみたくなるような取組を募集します。 継続的に取り組んでいただけるよう期待します。

4 応募方法

【募集期間】

令和元(2019)年9月2日(月)～10月1日(火)(必着・厳守)

【提出先】

足利市役所 市民生活課 生活安全担当(市役所本庁舎1階)まで

※ 募集要領及び申請書類などは、市役所(1階・市民生活課)及び市民活動センターで配布のほか、市ホームページ(市民生活課)からダウンロードできます。

<http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/shiminryoku.html>



【提出方法】

- (1) 平日の午前8時30分から午後5時までの間に、直接ご持参ください。(郵送での応募はできません。)
- (2) 提出書類についての質問や申請時に来庁される場合は、事前にご連絡ください。
- (3) 内容について、お尋ねすることもありますので、事業計画など提案内容についてわかる方(代理人可)がお越しください。

【提出書類及び部数】

	書 類 名	部 数
必須	① 協働事業提案書(様式第1号)	各1部
	② 協働事業企画書(様式第2号)	
	③ 協働事業収支計算書(様式第3号)	
	④ 団体概要書(様式第4号)	
	⑤ 団体の目的等についての申立書(様式第5号)	
	⑥ 団体会員名簿(又は役員名簿)(様式第6号)	
	⑦ 団体の定款、規約又は会則(写し)	
	⑧ 団体の前年度事業報告書・決算書(写し)	
任意	⑨ 参考資料(提案事業に参考となる補足資料)	15部

- ※1 提案は、1団体につき1件までとします。
- ※2 複数の団体による共同提案も可能ですが、主となる団体が提案してください。
- ※3 応募いただいた書類は返却しませんので、必ず提出前に控えをとっておいてください。
- ※4 提出書類は、市(提案課)及び選考委員会の審査資料とするほか、概要をプレゼンテーション来場者に配布します。
- ※5 11月上旬の公開プレゼンテーション(第2次審査)に不参加の場合は、企画提案を取消したものとみなします。
- ※6 各テーマの内容について分からないことがありましたら、市(提案課)へお問い合わせください。市(提案課)の問合せ先は、各テーマの欄外上部に記載しています。

【募集テーマ説明会】

提案課による募集テーマ説明会を9月19日（木）午後6時～市役所本庁舎6階604会議室で開催します。

提案を希望する団体や内容等について不明なことなどありましたら、9月17日（火）午後5時までに市民生活課へ電話（20-2154）またはメール（kokusai@city.ashikaga.lg.jp）でお申し込みの上、ご参加ください。（事前申込みが無い場合は、提案課による説明が中止になる場合があります。）

【企画提案書の書き方】

【注意】企画提案する1事業のみについて記入してください。

(1) 協働事業提案書（様式第1号）

提案するテーマ及び提出書類にチェックしてください。

(2) 協働事業企画書（様式第2号）

提案する事業について、現状と課題、目的、事業の概要、役割分担など、なるべく詳しく記入してください。また、事業の実施期間は予定とする期間を、次年度事業継続の希望がある場合は有に○（丸）をつけてください。（ただし、単年度ごとに実施内容を審査します。）

実施スケジュールは、当該事業に係る内容を記載し、場所・対象者・人数等についても記載してください。

(3) 協働事業収支計算書（様式第3号）

別添の記入例をご覧の上、当該事業に係る費用を全て記入してください。

収入の部では、団体負担があれば記載し、会費などの受益者負担がある場合は、その内容が分かるように詳しく記載してください。また、他の団体からの助成や寄付金などもあれば記載してください。

支出では、記載例を参考に積算根拠をできるだけ詳しく記載してください。記入欄に書ききれない場合は、別紙として添付してください。

収入合計と支出合計が、同額となるように作成してください。

※ 実費弁償契約を希望する NPO 法人は、4の実費弁償契約の希望欄の有に○（丸）をつけてください。

(4) 団体概要書（様式第4号）

団体の名称、所在地、代表者や担当者、設立年月日、会員など記載例を参考に記入してください。主な活動分野は裏面19項目から選び（複数可）、記入してください。

(5) 団体の目的等についての申立書（様式第5号）

企画提案できる団体は、この項目全部にチェックをつけられることが必要です。

(6) 会員名簿（様式第6号）

団体の会員5名以上を記入し、事業実施上の役割についても記入してください。また、会員以外の協力者や協力団体がある場合は下の欄に記入してください。

(7) 定款、規約、会則等の写し

団体の定款、規約、会則等の写しを提出してください。

(8) 団体の前年度事業報告書及び前年度決算書の写しを提出してください。

(9) その他、提案する事業に参考となるような補足資料があれば提出してください。

別表1（主な対象経費の例）

経 費	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
人 件 費 （賃金）	ボランティアや団体会員が <u>直接</u> 事業に従事する賃金（時間・日数が明確なもの）のみ ※原則として、足利市事務系補助職員時間単価（令和元年度830円）以下とします。	団体会員等の恒常的な人件費
報 償 費	講師、指導者、補助者等に対する会議出席や活動協力へのお礼等 ※講師謝礼は、原則として足利市の規定の範囲内とします。	現金、プリペイドカードや商品券などの金券、菓子折り代、土産代、記念品代などの、団体会員に対する謝礼 ※団体会員以外で、無報酬で協力した方への土産代等は対象経費に含めることができます。
旅 費	交通費等（足利市の旅費規程による）	
消耗品費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料代等	
印刷製本費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の印刷費や、冊子作成のための印刷製本費等	
食 糧 費	事業を実施するにあたり必要不可欠な食材費、講師の昼食代（懇親会費は除く）等 ※事業打合せ会議など事業実施に必要な飲み物代については、1人200円以内	事業遂行に必要と認められないもの（茶菓子代、食事代等）
通信運搬費	切手代や物品宅配便料等	
委 託 料	警備、会場設営等の委託料等	事業企画等の委託料（再委託）
保 険 料	行事保険、講師、指導者、補助者、ボランティア等が加入する損害賠償保険等	ボランティアや団体会員等以外の一般参加者の個別の傷害保険料
使用料及び賃借料	会議室、施設、機具等の使用料やバス等のレンタル代（借上料）等	団体が自ら所有している施設等の使用料及び借上料

※ 直接、事業実施に必要なではない経費（団体の管理運営費・家賃・光熱水費・電話料・人件費など）は対象となりません。

※ 備品の購入には使用できません。

※ 協定書締結前に支出した経費は、対象となりません。

※ 市の公金が使われますので、経費についてはコストの削減に努めてください。

5 手続きの流れとスケジュール

令和元(2019)年度(提案公募)

令和元年9月2日(月)～ 10月1日(火)	企画提案募集 足利市役所 市民生活課(本庁舎1階)へ申請書類(企画提案書等)を提出
--------------------------	--



9月19日(木)	提案募集説明会 ※ 市役所の提案課が直接説明します。
----------	----------------------------

※ 説明会出席には9月17日(火)までに事前に申し込んでください。参加申込みが無い対象テーマは、説明会での説明は中止となります。

※ 説明会以降は、市(提案課)へ内容について疑問な点を直接問い合わせることも可能です。



10月中	第1次審査 書類審査
------	------------

※ 申請書類に不明な点がある場合は、審査前に確認する場合があります。



11月上旬	第2次審査 公開プレゼンテーション(選考委員会)
-------	--------------------------

※ プレゼンテーションに参加しない団体は、申請を取り下げたものとみなしますので、必ず参加してください。



11月下旬	委託候補事業決定を通知
-------	-------------



令和元年12月～ 令和2年3月中旬	市(提案課)との協議(事業内容・役割分担・スケジュール・経費など)後、 協定書・仕様書の内容を確定
----------------------	--

※ 市(提案課)と十分な話し合いを行い、事業の内容等を決定します。



令和2(2020)年度(事業実施)

令和2年4月～ 令和3年3月	協定書の締結、協働事業実施
-------------------	---------------

※ 事業実施中も市(提案課)と十分連絡を取り合い、事業を進めてください。



事業終了後 20日以内	事業報告書等の提出(団体の自己評価)市(提案課)へ ※ 実費弁償契約の場合は精算書も提出
----------------	---

※ 令和3(2021)年3月31日事業終了の場合は、4月15日(木)までに提出をお願いいたします。

※ 実費弁償契約については、精算後、残金が出た場合は返還していただきます。



令和3(2021)年度(事業報告)

令和3年6月頃	事業報告会 (選考委員による事業報告書の事業内容確認、評価)
---------	-----------------------------------

※ 事業報告会において、事業の結果を報告していただきます。

6 用語解説

【協働とは】

行政や市民活動団体、民間企業などが一定の目的を共有し、お互いの特性を認識・尊重することを基礎として、対等の関係のもとに連携して行うこと。

【市民とは】

単に「足利市」という地域内に住む住民という意味ではなく、権利・義務を伴った社会的な存在である個人を意味し、また、広く公共性の形成に自発的、自立的に参加する人のことをいいます。「市民」は、自然人だけではなく、法人や任意団体なども含まれるものと解される場合もあります。

【公益性とは】

特定の個人・団体の利益や特定の会員・仲間相互間の利益ではなく、不特定多数のものの利益に寄与するもの。

【市民活動とは】

ボランティア活動、特定非営利活動など、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、市民が自ら行う営利を目的としない活動をいいます。

ただし、選挙や宗教を目的とする活動や個人の趣味的活動、団体構成員の福利厚生などの構成員相互の利益を目的として行われる共益的・互助的な活動は含まれません。

【NPO とは】

Nonprofit Organization（米国英語）の頭文字をとった略語。

利益拡大のためではなく、社会的使命・社会をよくしようとする志を実現するために活動する民間非営利組織のこと。「非営利」とは利益を得ることが目的ではなく、使命実現を第一に考える営みですが、その中には「使命実現のために利益を上げる」取り組みも含むという点です。NPO は収益を伴う活動もしますが、その利益を、使命実現に向けた活動のために用いる組織です。

【NPO 法人とは】

組織的に活動している NPO のうち、特定非営利活動促進法によって認証された法人格を有する団体のことをいいます。

【NPO とボランティアとは】

ボランティアも NPO も自発的、主体的に社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは活動する「個人」を、NPO は「組織（団体）」を指します。ボランティアが集まって活動を行う団体のことを「ボランティア団体」といい、ボランティア団体も NPO に含まれます。NPO は目的の達成のために、継続的、組織的に活動を展開します。

提出・問合せ先

足利市役所 市民生活課 生活安全担当(市民活動・協働推進チーム)

〒326-8601 足利市本城三丁目2 1 4 5 番地

TEL : 0284-20-2154 Fax : 0284-21-7266

Eメール : kokusai@city.ashikaga.lg.jp

【参考】 令和元年度足利市「市民力」創出協働事業実施事業

市のテーマ（提案課）	事業名	協働団体名
山前駅を中心とした「観光ルート開発プロジェクト」 （観光振興課）	観光ルートの開発による観光振興事業	山前観光協会
渡良瀬川を活用した「河川」に親しむための取り組み （都市計画課）	わたらせ川で過ごす大人の休日事業	わたらせ川利活用研究会

※事業概要については市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/31shiminnryoku.html>